

第 1 回:退職給付会計とは

2015.04.15

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 七海健太郎

1. 退職給付会計

退職給付とは、退職一時金や、退職年金といった従業員の退職に伴って支給される退職金のことをいいます。企業にとって、退職給付は従業員に対する負債です。従業員の勤務期間が増えるほど、企業は退職給付の支払額が年々、大きくなっていきます。

会計上、企業はこのような実態を、毎期の B/S 及び P/L に適切に反映させる必要がありますが、退職給付は実際の支払額が確定するまでに時間がかかるため、毎期の負担額を正確に把握することは困難であるといえます。そこで、毎期の負担額を合理的に見積るために、一定の方法が定められました。この方法が退職給付会計です。

「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表され、平成 24 年 5 月 17 日に公表されました。未認識数理計算上の差異等をオンバランスする等、国際的な会計基準とのコンバージェンスを図る観点から改正が行われています。

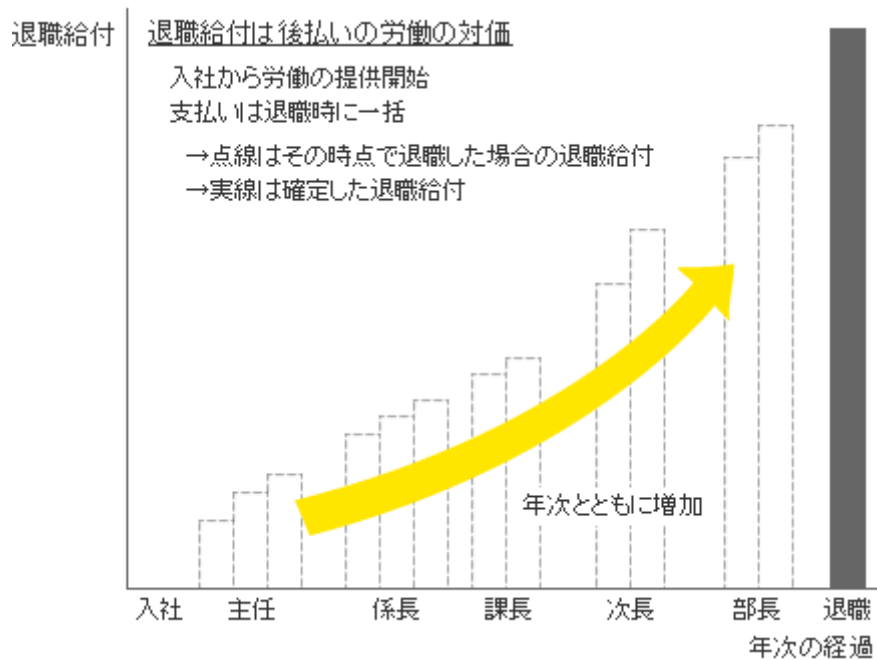
2. 退職給付債務

【ポイント】

退職給付は、従業員の勤務期間に応じて年々増えていくことから、従業員に対する後払いの労働対価であると考えられます。

退職給付債務とは、将来見込まれる退職給付の支払総額のうち、当会計期間までに発生していると認められる部分をいいます。

【図 1-1】



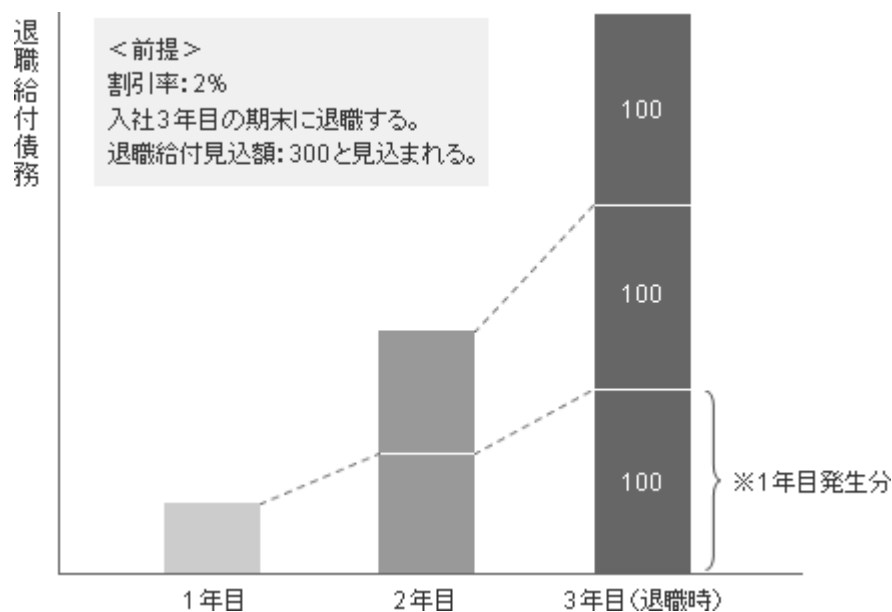
3. 退職給付債務の毎期発生額と、割引計算

【ポイント】

退職給付債務の毎期発生額は、期間定額基準または給付算定式基準により見積られます。

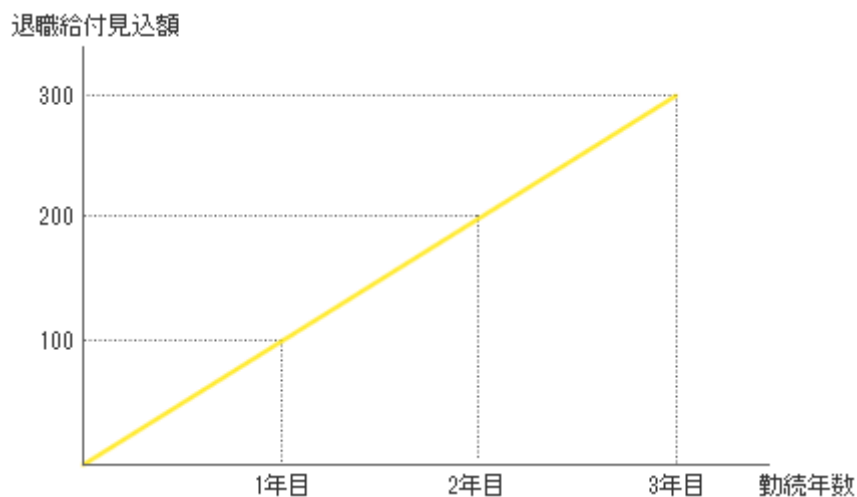
退職給付は支出までに相当の期間があることから、退職給付債務の算定の際には、時間価値を考慮して、割引計算を行う必要があります。

【図 1-2】



期間定額基準

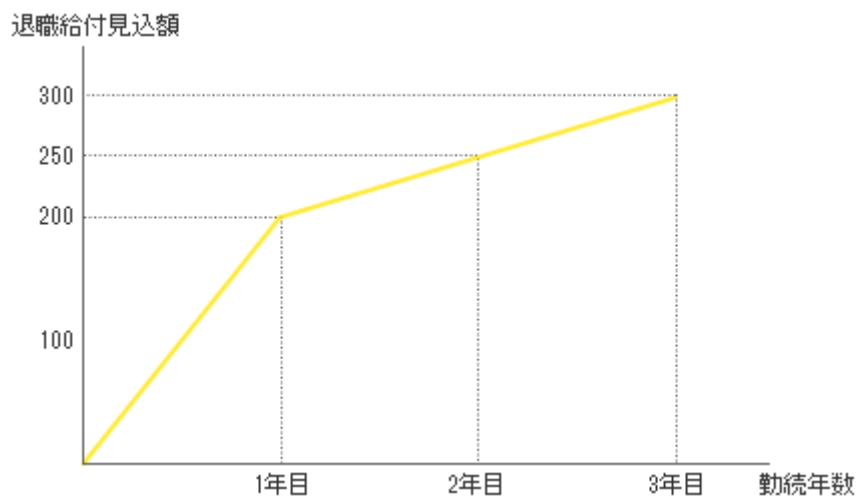
将来の退職給付見込額を従業員の勤務期間で割った額を、毎期の発生額とする方法です。上記図表の前提であれば、3年目の退職給付見込額は300であり、各期の発生額は $100(=300 \div 3 \text{年})$ となります。



なお、将来の退職給付見込額は、予想される昇給および従業員の退職率や死亡率などさまざまな変動要因を加味して、見積られます。

給付算定式基準

退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法です。従業員が1年以内に退職した場合には200の退職一時金、1年超3年目以内に退職した場合には300の退職一時金が支給されるという前提であれば、各期の発生額は1年目200、2年目 $50(= \{300-200\} \div 2)$ 、3年目 $50(= \{300-200\} \div 2 \text{年})$ となります。



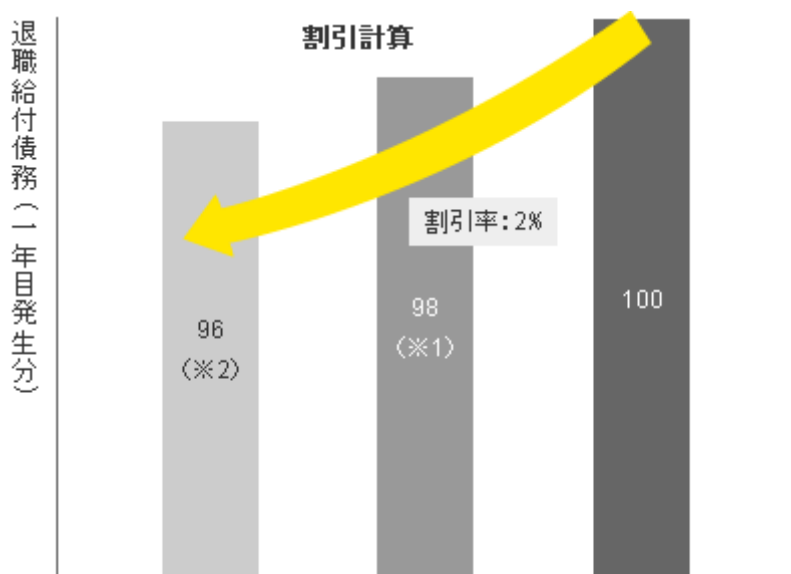
なお、期間定額基準と同様に、将来の退職給付見込額は、予想される昇給および従業員の退職率や死亡率などさまざまな変動要因を加味して、見積られます。

割引計算

割引計算とは、将来の価値を現在の価値に置き直す際に用いる計算です。

上記の【図 1-2】における「※1 年目発生分」を例にした場合、割引計算の考え方は以下の【図 1-3】のようになります。

【図 1-3】



計算方法

期間定額基準を採用した場合、退職給付見込額 300 のうち、1 年目に発生したと見積られる額は 100 となります。しかし、この 3 年目の 100 は、1 年目で発生した退職給付債務に見合う金融資産を、利率 2% で運用したと仮定した前提です。よって、この 3 年目の 100 には 2 年分の利息が含まれていることとなります。従って、2 年目及び 1 年目現在の退職給付債務を算定するためには、それぞれ以下のような計算式により、利息部分を除外する必要があります。

- 2 年目(※1)... $100 \div 1.02 = 98.03... \approx 98$
- 1 年目(※2)... $100 \div (1.02)^2 = 96.11... \approx 96$

4. 割引率

【ポイント】

割引率とは、割引計算を行うための計算上の利率をいいます。

退職給付債務の割引計算に用いる割引率は、国債、政府機関債、優良社債といった安

全性の高い債券の利回りを基礎として決定しますが、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければなりません。

割引率はなぜ安全性の高い債券の利回りを基礎とするのか

例えば、業績が悪く倒産する危険性が高い会社の社債などは、その利率も高くなる傾向にあります。ここで用いる割引率は、退職給付債務の計算に利用する目的であるため、倒産などのリスク要因は極力、排除する必要があります。従って、倒産といった信用リスク要因がほとんどないと考えられる国債、政府機関債や優良社債の利回りを基礎として割引率を決定することが一般的です。

退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければなりません。例えば、(1)退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、(2)退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法があります。

■ 例示

前提条件

- 例示の簡略化のため、退職給付は一時金制度のみを採用しているものとし、退職率等の基礎率は考慮しないものとします。
- 各年度の退職給付見込額は以下のとおりとします。

1年後	2年後	3年後
50	100	200

- 割引率は優良社債の利回りを基礎に決定しているものとし、以下のとおりとします。(ここでは仮の数値を使用しています。)

1年	2年	3年
1%	2%	3%

(1) 単一の加重平均割引率を使用した場合

給付見込期間と給付見込金額を用いて加重平均した年数 2.43 年^(※)を算出し、その年数に応じた利回りを基礎として割引率を算定します。

※2.43 年 = (50 × 1 年 + 100 × 2 年 + 200 × 3 年) ÷ (50 + 100 + 200)

(2) 複数の割引率を使用する方法

1 年後の退職給付見込額 50 については 1%、2 年後の退職給付見込額 100 については 2%、3 年後の退職給付見込額 200 については 3%の割引率を用います。

第 2 回:退職給付引当金と退職給付費用

2015.04.15

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介
新日本有限責任監査法人 公認会計士 七海健太郎

1. 退職給付引当金と退職給付費用との関係

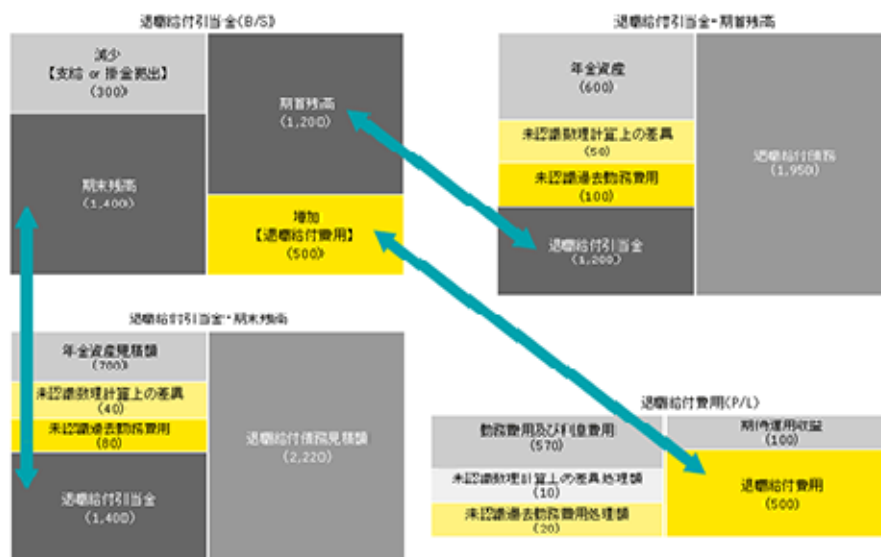
【ポイント】

退職給付は、個別財務諸表上(※)、主に「退職給付引当金(B/S)」と「退職給付費用(P/L)」の二つの勘定科目によって処理されます。当該二つの科目は、【図 2-1】のとおり、退職給付引当金の 1 会計期間の増加額と退職給付費用の金額が一致するという関係を有しています。

※この回では個別財務諸表における処理を前提としています。連結財務諸表での処理については第 4 回をご参照ください。

退職給付引当金と退職給付費用の関係を図表によって示した場合、【図 2-1】のとおりとなります。なお、退職給付引当金については、期首残高と期末残高の内訳との関係も併せて示しています。

【図 2-1】



退職給付引当金と退職給付費用それぞれについて、以下、具体的に解説していきます。

2. 退職給付引当金の構成要素

【ポイント】

企業の退職給付に係る実態を B/S に表す際には、退職給付引当金として計上を行います。

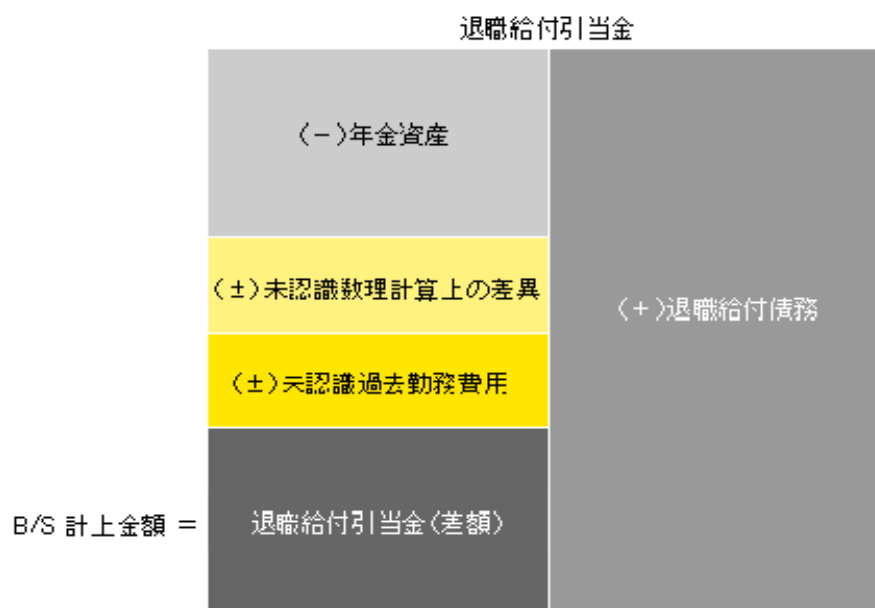
す。退職給付は将来の退職給付見込額など、見積りの要素を多く含む会計項目であるため、会計上の見積りである「引当金」としてB/Sに計上されます。

退職給付引当金の内訳を図表で示すと、【図 2-2】のとおりとなります。

退職給付引当金は、退職給付債務から年金資産を差し引いた金額に、未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用を加減算して算出します。

以下、退職給付引当金の各構成要素の基本的な内容について、説明します。

【図 2-2】



退職給付債務

退職給付債務は、第 1 回で解説したとおり、将来見込まれる退職給付の支払総額のうち、当会計期間までに発生していると認められる部分をいい、割引計算により算出されます。

年金資産

年金資産とは、従業員への退職給付支払いのためだけに使用することを目的として、年金基金等の企業外部に積み立てられた資産をいいます。年金基金等は、企業からの拠出金を元本として株式や債券により運用を行い、従業員が退職した際に直接、退職給付を支払います。また、期末における年金資産の金額は、期末時点の「公正な評価額」、いわゆる「時価」により評価されます。

未認識数理計算上の差異

数理計算上の差異とは、退職給付における見積数値と実績数値との差をいいます。数理計算上の差異の内容についての詳細は、次回以降に解説しますが、この数理計算上の差異は、発生した期に一括で損益計上する他に、翌期以降で規則的に償却することが認

められています。翌期以降で定期的に償却する処理を遅延認識といますが、遅延認識している場合に、まだ損益計上されていない未償却部分を、未認識数理計算上の差異と
いいます。

なお、数理計算上の差異は、退職給付債務及び年金資産の、いずれにおいても発生する
可能性があります。

未認識過去勤務費用

過去勤務費用とは、例えば退職給付水準を改訂したことなどにより、退職給付債務が増
減した場合に、この増加又は減少した部分をいいます。この過去勤務費用についても数
理計算上の差異と同様に、遅延認識することが認められており、遅延認識する場合に、ま
だ損益処理されていない未償却部分を未認識過去勤務費用といいます。

過去勤務費用は、退職給付債務においてのみ発生し、年金資産には発生しません。

3. 退職給付費用の構成要素

【ポイント】

企業の退職給付に係る実態をP/Lに表す際には、退職給付費用として計上されます。
退職給付費用は、当期の会計期間において退職給付引当金が増加した部分としてP/L
に表されます。

退職給付費用の構成要素を図で示すと【図 2-3】のとおりになります。

【図 2-3】

退職給付費用(P/L)	
(+) 勤務費用及び利息費用	(-) 期待運用収益
(+) 未認識数理計算上の差異 処理額	退職給付費用(差額) = P/L計上額
(±) 未認識過去勤務費用 処理額	

勤務費用及び利息費用

勤務費用とは、退職給付見込額のうち当期の労働の対価として発生したと認められる部
分をいいます。また、利息費用とは、期首時点における退職給付債務について、期末まで
の時の経過により発生する計算上の利息をいいます。

いずれも、退職給付債務に関して発生する退職給付費用です。

期待運用収益

期待運用収益とは、年金資産により当期に獲得が期待される、運用上の収益額です。期待運用収益は、期首の年金資産残高に対して、長期期待運用収益率を乗じることにより算定します。

未認識数理計算上の差異・処理額

未認識数理計算上の差異について遅延認識を行っている場合に、当期において損益処理を行った部分です。

未認識過去勤務費用・処理額

未認識過去勤務費用について遅延認識を行っている場合に、当期において損益処理を行った部分です。

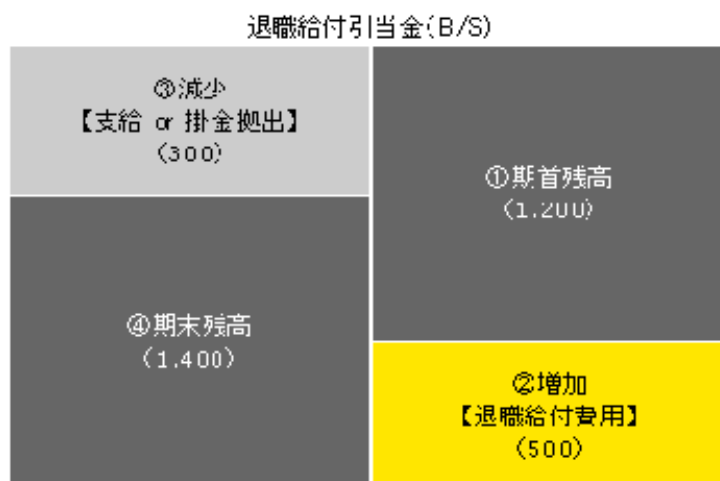
4. 具体的な算出方法

【ポイント】

退職給付引当金は、勤務費用などの退職給付費用の発生により増加する一方で、会社が退職者に退職給付を直接支給する場合や、年金資産へ掛金を拠出することによって減少します。これら増減項目を集計し、仕訳に反映させた結果として、退職給付引当金の期末残高が決まることとなります。

まず、B/Sにおける退職給付引当金勘定の増減を図で示した場合、【図 2-4】のとおりになるとします。

【図 2-4】



この場合、退職給付引当金の④期末残高は以下のような計算式によって算出されます。

④期末残高

$$= \text{①期首残高 } 1,200 + \text{②増加 (退職給付費用) } 500 - \text{③減少 (支給又は掛金拠出) } 300 = 1,400$$

【図 2-4】の、退職給付引当金の「期首残高」「増加」「減少」「期末残高」それぞれの内容について、「1. 退職給付引当金と退職給付費用との関係」の【図 2-1】で示した具体的な数値例を基に、以下で説明していきます。

期首残高

【図 2-5】

⑤年金資産 (600)	⑤退職給付債務 (1,950)
⑩未認識数理計算上の差異 (50)	
⑪未認識過去勤務費用 (100)	
①退職給付引当金 (1,200)	

退職給付引当金・期首残高は、期首時点における退職給付引当金の各構成要素の残高金額に基づいて算出します。各構成要素の期首時点の残高は、【図 2-5】の数値を前提とします。

増加(退職給付費用)

【図 2-6】

⑨勤務費用及び利息費用 (570)	⑫期待運用収益 (100)
⑩未認識数理計算上の差異処理額 (10)	⑭退職給付費用 (500)
⑪未認識過去勤務費用処理額 (20)	

1 会計期間における、退職給付引当金の増加分は退職給付費用として P/L に計上されます。退職給付費用は、勤務費用及び利息費用から期待運用収益を差し引き、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理額を加減算して算出します。

【図 2-6】の数値例によると、退職給付費用の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{⑭退職給付費用} = \text{⑨}570 + \text{⑩}10 + \text{⑪}20 - \text{⑫}100 = 500$$

また、仕訳として表した場合は、以下のとおりです。

〈借方〉退職給付費用 500 〈貸方〉退職給付引当金 500

ここで、退職給付費用のうち勤務費用及び利息費用は、退職給付債務の増加要因となる一方、期待運用収益は年金資産の増加要因となります。

従って、当期の退職給付費用により、退職給付債務は570増加し、年金資産は100増加すると見積られます。

減少

会社が直接、退職者に対して退職給付を支給した場合、将来の支給見込額である退職給付債務は減少します。【図 2-4】の数値例では③300が支給されているので、退職給付債務は300減少することになります。

【図 2-4】の数値例を仕訳に表した場合は、以下のとおりとなります。

〈借方〉退職給付引当金 300 〈貸方〉現金預金 300

企業年金制度を採用している場合の、外部の企業年金基金等への掛金の拠出についても、上記と同様の仕訳により処理します。

期末残高

【図 2-7】

⑩年金資産見積額 (700)	⑬退職給付債務見積額 (2,220)
⑨未認識数理計算上の差異 (40)	
⑧未認識過去勤務費用 (80)	
④退職給付引当金 (1,400)	

退職給付引当金・期末残高を算出する際には、その構成要素ごとの期末残高を算出する必要があります。

【図 2-7】の数値例の場合、各構成要素それぞれの期末残高は以下のように算出します。なお、当期において新たな数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生していないと仮定します。

$$\text{⑬退職給付債務} = \text{⑤期首 } 1,950 + \text{⑨勤務費用} \cdot \text{利息費用 } 570 - \text{③退職給付支給 } 300 = 2,220$$

$$\textcircled{14} \text{年金資産} = \textcircled{6} \text{期首 } 600 + \textcircled{12} \text{期待運用収益 } 100 = 700$$

$$\textcircled{15} \text{未認識数理計算上の差異} = \textcircled{7} \text{期首 } 50 - \textcircled{10} \text{処理額 } 10 = 40$$

$$\textcircled{16} \text{未認識過去勤務費用} = \textcircled{8} \text{期首 } 100 - \textcircled{11} \text{処理額 } 20 = 80$$

上記構成要素を基に、退職給付引当金の期末残高を算出した場合は以下のとおりです。

$$\textcircled{4} \text{退職給付引当金(期末)} = \textcircled{13} 2,220 - \textcircled{14} 700 - \textcircled{15} 40 - \textcircled{16} 80 = 1,400$$

従って、期末のB/Sに計上される退職給付引当金の金額は1,400となります。

第 3 回:退職給付費用

2015.04.15

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 七海健太郎

1. 退職給付費用

【ポイント】

退職給付費用は、1 会計期間の退職給付引当金の増加額であるとともに、企業の退職給付に関して発生したコストを示すものです。退職給付費用を構成する内容について、要因別に検討してみたいと思います。

※この回では個別財務諸表における処理を前提としています。連結財務諸表の処理については第 4 回をご参照ください。

第 2 回でも触れましたが、退職給付費用を構成する項目は、以下の図表の項目です。

【図 3-1】



以下、退職給付費用を構成するそれぞれの項目について、具体的に解説していきます。

2. 勤務費用と利息費用

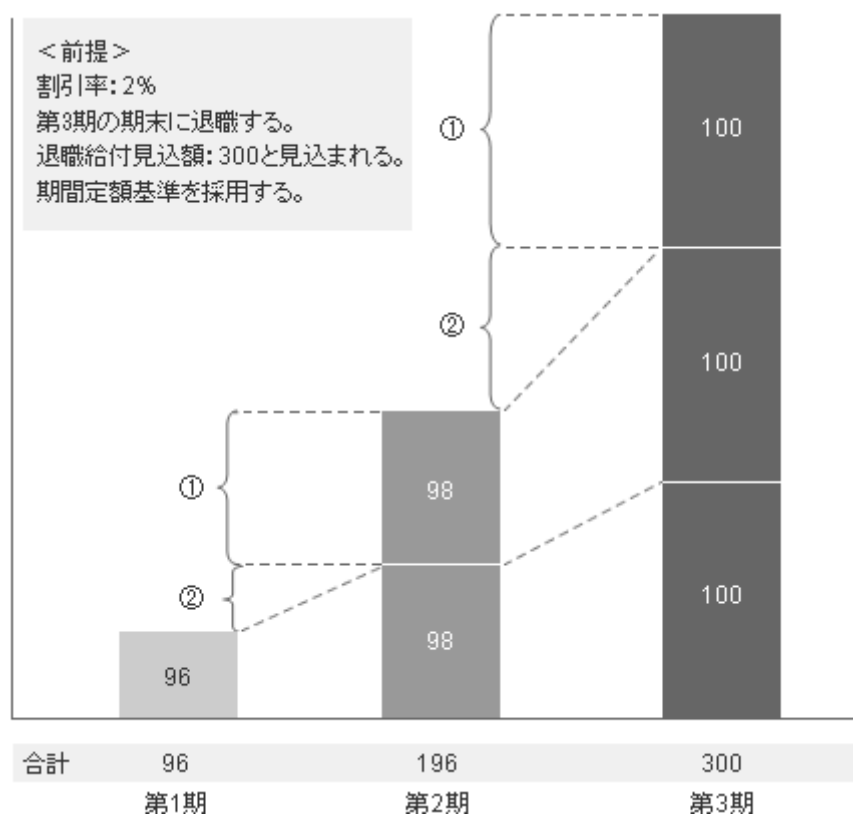
【ポイント】

勤務費用とは、退職給付見込額のうち当期の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいいます。また、利息費用とは、期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいいます。

第 1 回でも触れたとおり、退職給付債務の每期発生額は、期間定額基準または給付算定式基準により見積られます。従業員の将来の退職給付見込額は、每期発生する勤務費用の積み上げですが、一方で退職給付債務は割引計算を行う必要があるため、各期で発生した勤務費用にはその後の退職までの期間に応じて利息費用が発生することになります。

ある 1 名の従業員について、勤務費用と利息費用の発生を図で示した場合、以下のとおりになります。

【図 3-2】



上記の図に関して、各期の勤務費用と利息費用を算出するためには、退職を迎える期である第3期から見ていく必要があります。すなわち、第3期における退職給付見込額300を勤務年数で割った金額100が各期の退職給付債務発生額となりますが、当該金額には、それぞれ時の経過に応じて発生した利息費用が含まれています。従って、各期の勤務費用を求めるためには、以下のような割引計算を行い、利息費用と勤務費用を区別して把握する必要があります。

各期別の勤務費用と利息費用は、以下の表のように発生します。

年数	退職給付債務 (期首)	勤務費用①	利息費用②	退職給付債務 (期末)
第1期	-	96	-	96
第2期	96	98	2	196
第3期	196	100	4	300

勤務費用の算定方法

まず、勤務期間3年・退職給付見込額300のため、年度ごとの内訳は

$$300 \div 3 \text{年} = 100$$

従って当該100を、各発生年度まで割引いて、それぞれの勤務費用を算定します。

- 第1期... $100 \div (1.02)^2 = 96$
- 第2期... $100 \div 1.02 = 98$
- 第3期...100

利息費用の算定方法

期首の退職給付債務残高に割引率を乗じて算定します。

- 第1期...期首が0のため、利息費用は発生しない。
- 第2期...期首 $96 \times$ 割引率 $2\% = 2$
- 第3期...期首 $196 \times$ 割引率 $2\% = 4$

3. 期待運用収益

【ポイント】

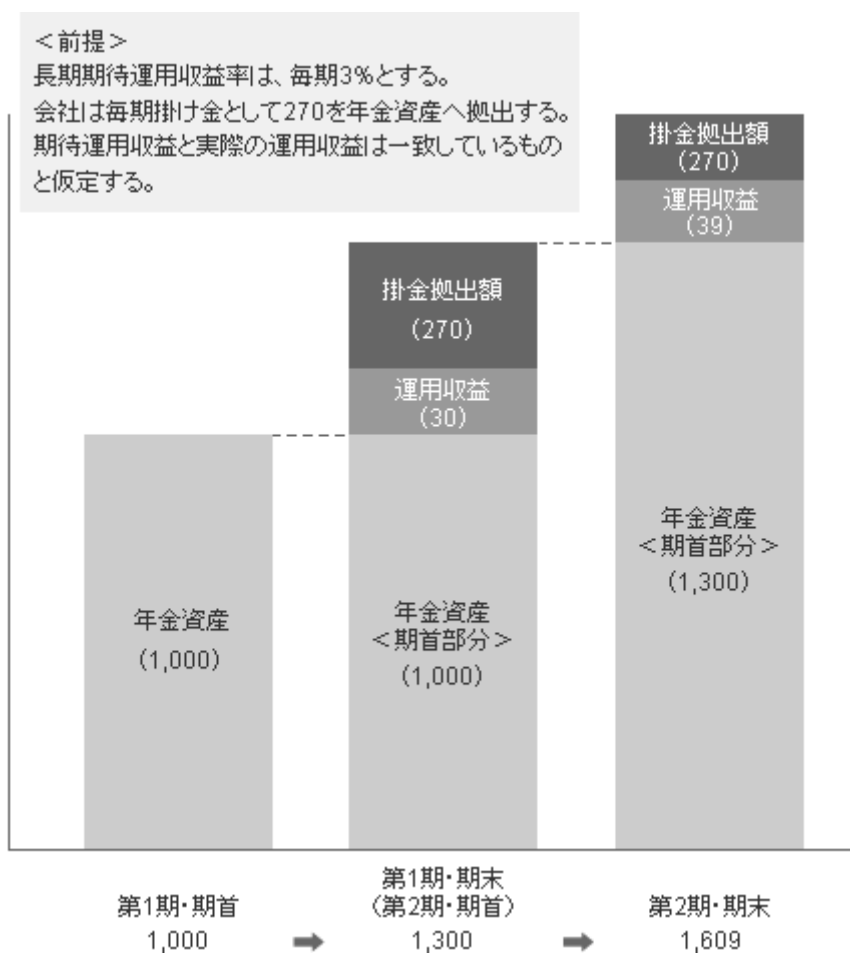
期待運用収益とは、年金資産により当期に獲得が期待される、運用上の収益額です。期待運用収益は、期首の年金資産残高に対して、長期期待運用収益率を乗じることにより算定します。

年金資産とは、従業員への退職給付支払いのために企業が外部の企業年金基金等に掛金の拠出を行い、積み立てている資産をいいます。年金資産は主に株式や債券等から構成されているため、毎期運用上の収益が生じることとなります。

しかし、期末の年金資産の実際の運用結果を待ってからでは毎期の退職給付計算に間に合わないため、一定の長期期待運用収益率を用いて期待運用収益を算定し、退職給付計算に反映することとなります。

期待運用収益の発生のイメージを図にすると、以下のとおりです。

【図 3-3】



期待運用収益の算定方法

各期の期待運用収益は、年金資産期首残高に対して長期期待運用収益率を掛けることにより算定します。算定された期待運用収益は、各発生年度の退職給付費用のマイナスとして会計処理されます。

- 第1期...期首 $1,000 \times \text{長期期待運用収益率 } 3\% = 30$
- 第2期...期首 $1,300 (= \text{第1期・期首 } 1,000 + \text{掛金拠出 } 270 + \text{実際運用収益 } 30)$
 $\times \text{長期期待運用収益率 } 3\% = 39$

4. 数理計算上の差異

【ポイント】

数理計算上の差異とは、退職給付における見積数値と実績数値との差をいいます。数理計算上の差異が発生するパターンとしては、大きく二つに区別できます。

また、数理計算上の差異は費用(又は収益)として処理する際に、遅延認識を行うことができます。

数理計算上の差異とは、退職給付計算において予測と実績が乖離する場合、又は予測数値の修正等により生じる差異をいいます。数理計算上の差異は、主に以下の二つのパターンに起因して発生します。

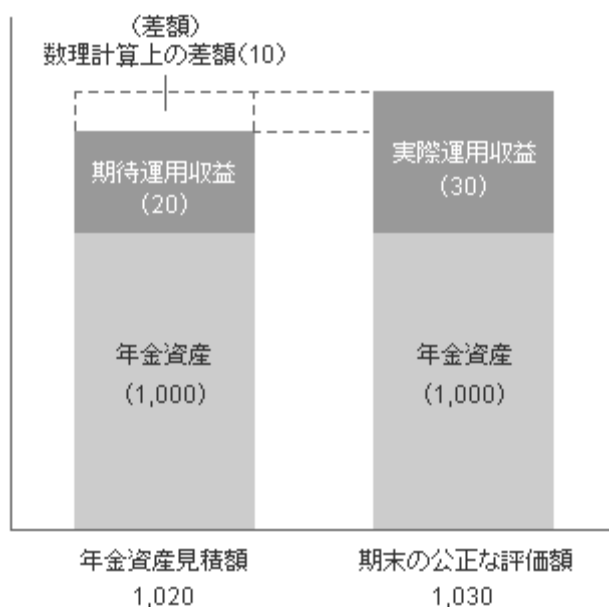
<パターンその①>

退職給付における数理計算の結果と実績との間に差異がある場合

(1) 年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との間に差異がある場合

年金資産の評価は期末時点の公正な評価額により行われます。しかし退職給付会計上、期末の年金資産の見積りは、期首の年金資産残高に長期期待運用収益率を乗じた結果である期待運用収益をもとに算出されるため、公正な評価額とは差異が生じる場合があります。

【図 3-4】



上記図表にて示されている、年金資産から生じた数理計算上の差異 10 は、一定の方法により、退職給付費用のマイナスとして処理する必要があります。

(2) 退職給付債務の計算に用いた見積りと実績に差異がある場合

退職給付債務の計算を行う際には、将来の退職給付見込額を見積る必要があります。そして、当該見積りは従業員の退職率や死亡率、予想される昇給率やベースアップ率などの計算基礎率を基に退職給付支給額や支給時期等を予測し、見積られることとなります。従って、計算基礎率の見積りと実績に差異がある場合には、退職給付債務の見積りと実績に差が生じ、当該差異は数理計算上の差異になります。

(例)数理計算による退職給付債務の見積りが 1,000、実績が 1,200 の場合

	見積り	実績	差異
退職給付債務	1,000	1,200	200

上記の退職給付債務は、実績額が見積額を上回っているため、数理計算上の差異 200 は、一定の方法により、費用化していく必要があります。

<パターンその②>

計算基礎率を変更した場合

退職給付計算における割引率や長期期待運用収益率、従業員の退職率などの計算基礎率を変更した場合、その変更における影響額は数理計算上の差異になります。

(例)変更前の基礎率で計算した退職給付債務の金額が 1,000、変更後の基礎率で計算した退職給付債務の金額が 1,200 の場合

	変更前	変更後	差異
退職給付債務	1,000	1,200	200

変更後の基礎率で退職給付債務を再計算した結果生じた、数理計算上の差異 200 は、一定の方法により、費用化されることとなります。

各計算基礎率の変更を検討すべき場合としては、例えば以下の要因が考えられます。

計算基礎率	基礎率の変更要因
割引率	主に当期の国債金利等の利回りが大きく下落(又は上昇)し、これにより当期末の退職給付債務が前期末比で 10%以上減少(又は増加)するものと推定される場合。
長期期待運用収益率	株価の下落(又は上昇)等により、前年度における年金資産の運用収益の実績が大きく下落(又は上昇)し、当期損益に重要な影響があると認められる場合。
その他の基礎率 (昇給率や退職率等)	現在の基礎率と実績との間に大きな乖離があり、それによって、退職給付債務などに重要な影響があると認められる場合。

それぞれの計算基礎率について、上記要因が生じた場合などには、退職給付計算上の計算基礎率を見直す必要があります。

割引率の見直し

割引率については、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動すると推定される場合には、期末の割引率を用いて再計算することが会計基準上求められています。単一の加重平均割引率を使用した場合は、当該見直しの要否を検討するための目安とすべき資料が日本年金数理人会、日本アクチュアリー会から公表されている「退職給付会計に関

する数理実務基準「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」付録1において示されています。

【図 3-5】

【期末】			割引率	退職給付債務
国債金利	見直しの要否	→	4%の場合	1,000
3.5%	必要		3.5%の場合	1,200
			差	200

例えば、前期末までの数理計算に使用されていた割引率が4%、退職給付債務のデュレーション(※)が20年であった場合、当該【付録1】によると「3.6~4.5」の範囲であれば計算後の退職給付債務が10%以上変動することはないと推定されるため、割引率を見直す必要がないものとされています。

※デュレーションとは、一般的には債券の回収期間をいいます。ここでは退職給付債務見込額を退職給付の支払見込期間ごとの現在価値で加重平均した期間をいいます。

具体的には、企業が仮に20年物国債の金利を割引率の基礎としていた場合に、当期末時点の20年物国債の金利が当初の4%から下落したものの3.6%を下回らない場合、又は、上昇したものの4.5%を上回らない場合には、退職給付債務は10%以上変動することはないと推定されるため、割引率は見直さずに当初の4%をそのまま使用することが許容されます。

しかし反対に、当期末に下限値である3.6%を下回った場合、又は上限値である4.5%を上回った場合には、退職給付債務が10%以上変動するものと推定されるため、割引率の見直しが必要です。

例えば、当期末において20年物国債の金利が3.5%となることを見込まれる場合には、下限値である3.6%を下回っているため、割引率を3.5%として再度、退職給付債務を計算し直し、その結果、退職給付債務に10%以上の変動が認められる場合には、当該計算し直した結果を、退職給付債務の金額とする必要があります。

この時、割引率4%で計算した場合の退職給付債務の金額と、割引率3.5%で計算した場合の退職給付債務の金額の差(上記図表では200)が数理計算上の差異になります。

5. 過去勤務費用

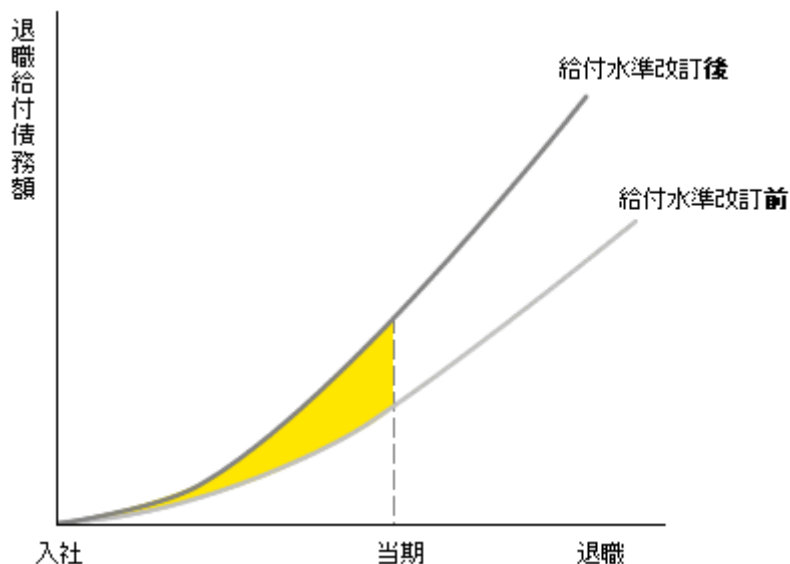
【ポイント】

過去勤務費用とは、退職給付水準を改訂したことなどにより、将来の退職給付見込額が変化し、それによって割引計算し直した場合の、退職給付債務の増減部分をいいます。

退職給付水準が改訂されて、給付水準が上がった場合を前提とすると、過去勤務費用は以下の図表における斜線部分となります。すなわち、給付水準改訂前の退職給付債務と

改訂後の退職給付債務の差額のうち、当期以前の期間に属する部分が過去勤務費用となります。

【図 3-6】



過去勤務費用は、発生した各年度に一括で損益処理する方法のほか、その後の平均残存勤務期間以内の一定の年数により定額法又は定率法で損益処理する方法により会計処理されます。

過去勤務費用は、例えば退職金規定の改訂に伴い給付水準が変更された場合のほか、初めて退職給付制度を導入した場合で、計算対象が従業員の過去の勤務期間に及ぶ時などに発生します。

なお、ベースアップにより退職給付債務が変動する場合は、退職金規定の改訂には当たらないため、過去勤務費用には該当しません。

6. 遅延認識

【ポイント】

数理計算上の差異と過去勤務費用は、会計処理の際に遅延認識が認められています。企業が一度採用した遅延認識の方法は、継続的に適用する必要があり、みだりに変更することはできません。

数理計算上の差異と過去勤務費用は、発生した期に一括で損益処理する方法のほか、平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法又は定率法で損益処理する方法、いわゆる遅延認識が認められており、企業は継続適用を条件に、これらの方法を選択適用することができます。企業が遅延認識を採用した場合、数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生の翌期以降に未償却部分が残ることになりますが、当該未償却部分はそれぞれ「未認識数理計算上の差異」及び「未認識過去勤務費用」と呼ばれます。

また、それぞれの遅延認識時における処理年数については処理方法と同様、継続適用が求められており、一度採用した費用処理年数を変更する場合には合理的な変更理由が必要となります。なお、償却方法及び償却年数は、数理計算上の差異及び過去勤務費用それぞれごとに設定することができます。

また、数理計算上の差異については、発生した期ではなく、その翌期より損益処理を開始することが特別に認められています。

遅延認識イメージ(償却例)

例として第1期から第4期までの各期に発生した数理計算上の差異を、発生年度より10年の定額法で償却した場合の、各期の退職給付費用計上額算定のイメージは以下の表のとおりです。

発生年月	第1期	第2期	第3期	第4期	退職給付費用
償却期 発生額	5,000	(3,500)	2,000	1,500	-
第1期	500				500
第2期	500	(350)			150
第3期	500	(350)	200		350
第4期	500	(350)	200	150	(※)500
第5期以降

仮に、当期の会計期間が第4期なのであれば、未認識数理計算上の差異処理額(※)500を退職給付費用に加算する必要があります。

第 4 回: 連結上の表示組替

2015.04.23

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介
新日本有限責任監査法人 公認会計士 七海健太郎

1. 連結財務諸表における名称の変更

【ポイント】

平成 24 年改正により、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用(以下「未認識数理計算上の差異等」という)を連結財務諸表上で認識することになりました。これに伴い、未認識数理計算上の差異等を含まない個別財務諸表と、未認識数理計算上の差異等を含む連結財務諸表で、明確に科目名称を分ける必要があります。具体的には連結財務諸表における従来の「退職給付引当金」が未認識数理計算上の差異等を含めて「退職給付に係る負債」となり、同様に「前払年金費用」が「退職給付に係る資産」となっています。

改正前		改正後
退職給付引当金	→	退職給付に係る負債
前払年金費用	→	退職給付に係る資産

上記の勘定科目の名称の変更は連結財務諸表のみの変更となっています。従って、個別財務諸表では従来通り「退職給付引当金」および「前払年金費用」の名称を使用します。

なお、未認識数理計算上の差異等の取扱いが個別財務諸表と連結財務諸表で異なることを明示するために科目名称を分けたという趣旨から、個別財務諸表の勘定科目を「退職給付に係る負債」等へ変更することは認められていません。

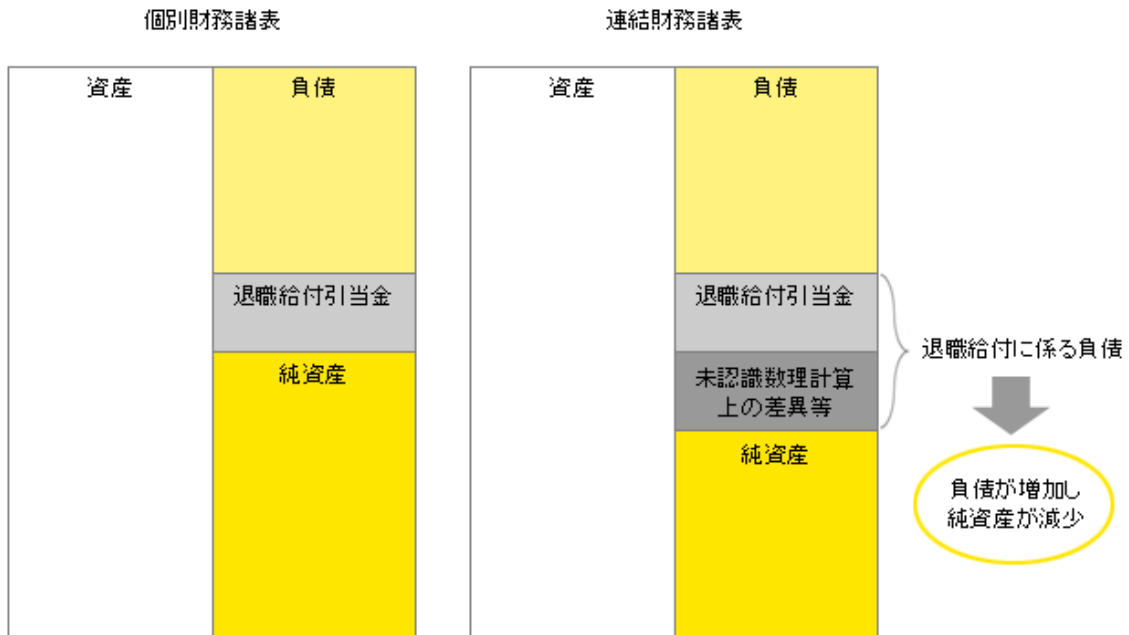
会計実務上は、連結修正仕訳において、個別財務諸表上で計上されている「退職給付引当金」等を「退職給付に係る負債」等に組み替える仕訳が必要となります。

2. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

【ポイント】

平成 24 年改正により連結財務諸表上、未認識数理計算上の差異等を、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に計上することになりました。

従って、連結修正仕訳において、未認識数理計算上の差異等を退職給付債務に係る負債(資産)に計上するとともにその他の包括利益累計額に計上する必要があります。



未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の即時認識

平成 24 年改正により、連結財務諸表において未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用について、即時認識されることになりました。つまり、退職給付に係る負債として連結貸借対照表に認識します。また、同額が純資産の部におけるその他包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）に計上されます。つまり、未認識数理計算上の差異等について、税効果を調整した後、その他の包括利益を通じて純資産の部におけるその他の包括利益累計額に計上します。

未認識数理計算上の差異等に関する改正基準適用初年度の経過措置

適用初年度（3 月決算会社は平成 26 年 3 月期）は、実務上の負担を考慮し、遡及処理は行わないものとされています。従って、適用初年度は未認識の数理計算上の差異等について、その他の包括利益を通さず、税効果を調整の上、直接純資産の部におけるその他の包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）に計上することになります。

未認識数理計算上の差異等に関する改正基準適用 2 年目以降の会計処理

適用 2 年目以降（3 月決算会社は平成 27 年 3 月期）に発生した未認識数理計算上の差異等は、その他包括利益を通して、税効果を調整の上、純資産の部における退職給付に係る調整累計額に計上します。また、退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識数理計算上の差異等のうち、当期に費用処理した部分については、税効果を調整の上、その他の包括利益の調整（組替調整）を行います。

個別財務諸表には適用されません

連結財務諸表についてのみ適用され、個別財務諸表の取扱いは従来どおりとなります。従って、連結修正仕訳で仕訳を計上することになります。

仕訳例

(1) 前提

- ①×1年度末の個別財務諸表の退職給付引当金 700
- ②×1年度末の未認識数理計算上の差異等 300
- ③×2年度に発生した未認識数理計算上の差異等 100
- ④×2年度に費用処理した未認識数理計算上の差異等 60⑤法定実効税率 30%
- ⑤繰延税金資産は全額回収可能であると判定
- ⑥×2年度の個別財務諸表の退職給付引当金は未認識数理計算上の差異の費用処理以外の増減はないものと仮定

(2) 改正適用初年度(×1年度)

- ①個別財務諸表で計上している「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に振り替えます。

〈借方〉退職給付引当金	700	〈貸方〉退職給付に係る負債	700
-------------	-----	---------------	-----

- ②未認識数理計算上の差異等を、連結財務諸表上、退職給付に係る負債に計上するとともにその他の包括利益累計額に計上します。なお、適用初年度はその他の包括利益を通さず、直接純資産の部のその他の包括利益累計額に計上します。

〈借方〉退職給付に係る調整累計額 300 〈その他の包括利益累計額〉	300	〈貸方〉退職給付に係る負債	300
---------------------------------------	-----	---------------	-----

- ③退職給付に係る負債について、繰延税金資産の計上を行います。この場合、法人税等調整額を通さず直接その他の包括利益累計額を増減させます。

〈借方〉繰延税金資産×1	90	〈貸方〉退職給付に係る調整累計額 90 〈その他の包括利益累計額〉	90
--------------	----	--------------------------------------	----

※1 90＝退職給付に係る調整累計額 300×法定実効税率 30%

(3) 適用2年目以降(×2年度) (注)開始仕訳は除きます。

- ①当期に発生した未認識数理計算上の差異 100をその他の包括利益を通して連結財務諸表上で認識します。

〈借方〉退職給付に係る調整額 100 〈その他の包括利益〉	100	〈貸方〉退職給付に係る負債	100
----------------------------------	-----	---------------	-----

- ②退職給付に係る負債について、繰延税金資産の計上を行います。

〈借方〉繰延税金資産※2	30	〈貸方〉退職給付に係る調整額 〈その他の包括利益〉	30
--------------	----	------------------------------	----

※2 30＝退職給付に係る調整額 100×法定実効税率 30%

③当期費用処理された未認識数理計算上の差異等について組替調整が発生し、まず個別財務諸表の処理の振り戻しを行います。

〈借方〉退職給付引当金	60	〈貸方〉退職給付費用	60
〈借方〉法人税等調整額	18	〈貸方〉繰延税金資産	18

④未認識数理計算上の差異等について、個別財務諸表上において費用処理され当期純利益を構成している一方で、前期以前のその他の包括利益にも含まれており、組替調整を行う必要があります。

〈借方〉退職給付費用	60	〈貸方〉退職給付に係る調整額 〈その他の包括利益〉	60
〈借方〉退職給付に係る調整額※3 〈その他の包括利益〉	18	〈貸方〉法人税等調整額	18

※3 18＝退職給付に係る調整額 60×法定実効税率 30%

なお、組替調整に関する考え方は、包括利益の表示に関する会計基準 第3回：組替調整額 もご参照ください。